

小規模個人再生による再生手続廃止

令和5年(再イ)第22号

千葉県市原市北国分寺台5丁目6番地2  
再生債務者 表谷 幸雄

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。
令和6年2月29日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和5年(再イ)第435号

東京都多摩市永山3-1-14-404  
再生債務者 田村 愛乃

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。
令和6年2月29日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和5年(再口)第10012号

東京都杉並区下高井戸2-7-13-202  
再生債務者 今関 祐介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和6年2月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和6年2月29日
東京地方裁判所民事第20部

令和5年(再口)第4号

和歌山県岩出市水栖359番地の34  
再生債務者 草分 利和

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和6年2月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和6年2月29日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和5年(再口)第1号

岐阜市高河原160番地8  
再生債務者 高橋 克朋

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和6年2月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和6年2月28日
岐阜地方裁判所

令和5年(再口)第3号

徳島県板野郡上板町西分字横関22番地3 横関団地2号棟2-2号室  
再生債務者 藤西 達也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和6年2月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和6年3月1日
徳島地方裁判所民事部

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和5年(チ)第6号

三重県津市広明町13番地  
申立人 三重県  
代表者知事 一見 勝之

- (最後の住所) 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区十須209番地2
(不動産登記記録上の住所) 北牟婁郡紀伊長島町十須209番地2
所有者 亡奥川 輝男
届出期間満了日 令和6年5月9日
令和6年2月27日 津地方裁判所熊野支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 北牟婁郡紀北町十須字南向井
地番 1353番1
地目 原野
地積 978平方メートル

令和5年(チ)第2号

和歌山市小松原通1丁目1番地  
申立人 和歌山県知事 岸本 周平  
住所・居所 不明

- (戸籍記録上の本籍) 和歌山県有田郡有田川町大字押手189番地2号
共有者 西浦菊次郎
届出期間満了日 令和6年4月12日
令和6年2月27日 和歌山地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 和歌山県有田郡有田川町大字押手字北野
地番 689番5
地目 畑
地積 85平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
商法人の社員総会の決議は、甲は令和五年十月六日、乙は同年同月十一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和六年五月十三日までにお申し出下さい。

- 令和六年三月十一日
北海道帯広市稲田町基線七番地五
(甲) 社会医療法人北斗理事長 鎌田 一
北海道旭川市末広一条十丁目一番二五号
(乙) 医療法人健術会理事長 鎌田 一

合併公告

左記会社は、保険業法に基づき認可を前提に合併し、甲は乙の権利義務全部を承継の上存続し乙は、解散することになりました。
効力発生日は、令和六年六月一日を予定しています。
合併後存続する甲の資本金は二億八千八百万円であり、資本金の額に増加はありません。乙の株主に対する金銭等の割当はありません。また、新株予約権は発行していません。

尚、合併後消滅する乙の保険契約者について、この合併を理由とした保険契約上の権利の不利益な変更は行いません。
この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

- 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) https://www.ansin-ssi.com/
(乙) https://www.triangle-life.co.jp/
令和六年三月十一日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四百十二番一番地
(甲) あんしん少額短期保険株式会社
代表取締役 山本 賢寿
東京都文京区小石川二丁目一番二号
(乙) トライアングル少額短期保険株式会社
代表取締役 川崎 嘉之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し乙、丙は解散することになりましたので公告します。

効力発生日は令和六年五月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、三社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和五年三月三十一日
掲載頁 一四二頁(号外第七十号)
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和五年九月二十九日
掲載頁 一〇三頁(号外第二〇五号)
(丙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和五年九月二十九日
掲載頁 一〇三頁(号外第二〇五号)
令和六年三月十一日
東京都豊島区北大塚一丁目九番二二号
(甲) マーレジャパン株式会社
代表取締役 木下 靖博
東京都豊島区北大塚一丁目九番二二号
(乙) 上野工業株式会社
代表取締役 ゼバツハ・ミヒヤエル・オイゲン
東京都豊島区北大塚一丁目九番二二号
(丙) ウエノテック株式会社
代表取締役 ゼバツハ・ミヒヤエル・オイゲン

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- 令和六年三月十一日
東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビル東館一九階 (甲) 合同会社P C 5
代表社員 一般社団法人ブルーガ
職務執行者 知久 和彦
東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビル東館一九階
(乙) 合同会社桜木町不動産
代表社員 合同会社P C 5
職務執行者 知久 和彦